

令和元年度保健師活動領域調査(領域調査) 結果の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室

【調査の概要】

1 調査の目的

近年の少子高齢化、地域住民のニーズの多様化に対応するため、保健・医療・福祉・介護の連携が図られているところであり、保健師の活動領域の実態を的確に把握することにより、今後の保健師活動に関する様々な施策を検討・実施するための基礎データとすることを目的として実施するものです。

なお、本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として平成 21 年度から実施しています。

2 調査の時期

毎年 5 月 1 日時点（今年度は令和元年 5 月 1 日時点）

なお、保健師活動領域調査は領域調査（毎年実施）と活動調査（3 年毎実施）からなり、令和元年度は領域調査のみ実施しました。

3 調査対象

自治体に所属する全ての保健師（常勤保健師及び非常勤保健師）

4 調査項目

自治体における保健師の人数、所属等

【結果の概要】

○自治体別常勤保健師数

常勤保健師数の合計は 35,487 人であり、このうち都道府県の保健師は 5,064 人（全体の 14.3%）、市区町村の保健師は 30,423 人（同 85.7%）となっています。

表 1 自治体別常勤保健師数

	人数（人）	割合
都道府県	5,064	14.3%
市区町村	30,423	85.7%
保健所設置市	8,619	24.3%
特別区	1,384	3.9%
市町村	20,420	57.5%
合 計	35,487	100.0%

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市である（以下同じ）。

※2 平成 31 年 4 月に山形県山形市、福井県福井市、山梨県甲府市、大阪府寝屋川市が新たに保健所設置市となっている（以下同じ）。

※3 高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の結果は中芸広域連合として集計している（以下同じ）。

（参考）

本調査では、他の自治体等から受け入れている保健師も、他の団体・自治体に出向等している保健師も調査対象としていますが、常勤保健師数の集計に当たっては、平成 30 年度までは、他の自治体等から受け入れている保健師を集計対象から除外する一方で、他の団体・自治体に出向等している保健師を含んだものでした。

令和元年度からは、各自治体における保健師配置の実態をよりの確に把握するため、当該自治体の各部署に現に配置されている保健師の人数を集計することとしています。このため、常勤保健師数の総数には、他の自治体等から受け入れている保健師を含める一方で、他の団体・自治体に出向等している保健師を除外することとしました。

以下に、昨年度と同様の集計方法により算出した保健師数を示します。

（参考 1）自治体別常勤保健師数（平成 30 年度と同様の集計方法による）（単位：人）

	令和元年度	平成30年度	対平成30年度比増減
	昨年度と同様の集計方法により算出した保健師数	保健師数	増減数 （ ）は増減率
都道府県	5,106	5,081	25 （+ 0.5%）
市区町村	30,537	30,007	530 （+ 1.8%）
保健所設置市	8,624	8,327	297 （+ 3.6%）
特別区	1,383	1,304	79 （+ 6.1%）
市町村	20,530	20,376	154 （+ 0.8%）
合 計	35,643	35,088	555 （+ 1.6%）

○所属部門別常勤保健師数

都道府県では、本庁に 819 人（都道府県総数の 16.2%）、保健所に 3,715 人（同 73.4%）が所属しています。

市区町村では、本庁に 10,162 人（市区町村総数の 33.4%）、保健所に 3,466 人（同 11.4%）、市町村保健センターに 11,582 人（同 38.1%）が所属しています。

表 2 所属部門別常勤保健師数

（単位：人）

	総数	本庁	保健所	市町村保健センター	
					その他
都道府県	5,064 (100.0%)	819 (16.2%)	3,715 (73.4%)		530 (10.5%)
市区町村	30,423 (100.0%)	10,162 (33.4%)	3,466 (11.4%)	11,582 (38.1%)	5,213 (17.1%)
保健所設置市	8,619 (100.0%)	1,523 (17.7%)	3,004 (34.9%)	3,114 (36.1%)	978 (11.3%)
特別区	1,384 (100.0%)	185 (13.4%)	462 (33.4%)	626 (45.2%)	111 (8.0%)
市町村	20,420 (100.0%)	8,454 (41.4%)		7,842 (38.4%)	4,124 (20.2%)
合計	35,487 (100.0%)	10,981 (30.9%)	7,181 (20.2%)	11,582 (32.6%)	5,743 (16.2%)

注：（ ）は総数に占める割合

(参考2) 詳細な所属部門別常勤保健師数

(単位：人)

	合計	本庁									保健所			
		小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	その他	小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門
都道府県	5,064	819	363	117	45	70	58	20	132	14	3,715	298	3,382	35
市区町村	30,423	10,162	4,495	1,356	1,851	26	1,290	426	346	372	3,466	424	3,040	2
うち保健所設置市	8,619	1,523	258	329	346	13	233	131	159	54	3,004	383	2,619	2
特別区	1,384	185	26	13	100	-	20	4	13	9	462	41	421	-
市町村	20,420	8,454	4,211	1,014	1,405	13	1,037	291	174	309				
合計	35,487	10,981	4,858	1,473	1,896	96	1,348	446	478	386	7,181	722	6,422	37

	市町村保健センター					
	小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	介護保険部門	その他
都道府県						
市区町村	11,582	9,442	1,689	181	196	74
うち保健所設置市	3,114	1,961	1,001	107	27	18
特別区	626	546	65	15	-	-
市町村	7,842	6,935	623	59	169	56
合計	11,582	9,442	1,689	181	196	74

	その他施設等											
	小計	市町村保健センター 類似施設等	福祉精神保健 センター	母子健康包括 支援センター	福祉事務所	支援センター 地域包括	児童相談所	福祉施設等	教育委員会	病院	保健師等養成所 (大学を含む)	その他
都道府県	530		145		2		118	27	53	41	40	104
市区町村	5,213	2,170	76	154	304	1,736	74	281	137	90	2	189
うち保健所設置市	978	432	76	4	114	99	74	65	24	15	2	73
特別区	111	56	-	4	10	-	-	19	10		-	12
市町村	4,124	1,682		146	180	1,637		197	103	75		104
合計	5,743	2,170	221	154	306	1,736	192	308	190	131	42	293

○年齢階級別常勤保健師数

都道府県では、50歳代が1,633人（都道府県総数の32.2%）と最も多く、次いで30歳代が1,198人（同23.7%）となっています。市区町村では、40歳代が9,039人（市区町村総数の30.2%）と最も多く、次いで30歳代が8,882人（同29.7%）となっています。

表3 年齢階級別常勤保健師数

（単位：人）

	総数	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上
都道府県	5,064 (100.0%)	1,124 (22.2%)	1,198 (23.7%)	858 (16.9%)	1,633 (32.2%)	251 (5.0%)
市区町村	29,945 (100.0%)	5,082 (17.0%)	8,882 (29.7%)	9,039 (30.2%)	6,361 (21.2%)	581 (1.9%)
保健所設置市 (注2)	8,141 (100.0%)	1,514 (18.6%)	2,567 (31.5%)	2,256 (27.7%)	1,667 (20.5%)	137 (1.7%)
特別区	1,384 (100.0%)	250 (18.1%)	365 (26.4%)	342 (24.7%)	378 (27.3%)	49 (3.5%)
市町村	20,420 (100.0%)	3,318 (16.2%)	5,950 (29.1%)	6,441 (31.5%)	4,316 (21.1%)	395 (1.9%)
合計	35,009 (100.0%)	6,206 (17.7%)	10,080 (28.8%)	9,897 (28.3%)	7,994 (22.8%)	832 (2.4%)

注1：（ ）は総数に占める割合。

注2：「年齢」の回答がなかった保健所設置市分は、含まない。

○統括保健師を配置している自治体数及び所属区分別統括保健師数

統括保健師は、都道府県では47自治体全てに、市区町村では851自治体（全市区町村のうち48.9%）において配置されています。

統括保健師の所属区分は、本庁が419人（46.7%）、保健所が52人（5.8%）、市町村保健センターが359人（40.0%）となっています。

表4 統括保健師を配置している自治体数

	全自治体数	統括保健師 配置 自治体数	配置割合
都道府県	47	47	100.0%
市区町村	1,741	851	48.9%
保健所設置市	84	65	77.4%
特別区	23	16	69.6%
市町村	1,634	770	47.1%
合計	1,788	898	50.2%

表5 所属区分別統括保健師数

（単位：人）

	合計	本 庁	保 健 所	市 町 村 保 健 セ ン タ ー	
				市 町 村 保 健 セ ン タ ー	左 記 以 外 の 施 設
都道府県(n=47)	47	45	2		0
市区町村(n=1741)	851	374	50	359	68
保健所設置市(n=84)	65	20	40	5	0
特別区(n=23)	16	5	10	1	0
市町村(n=1634)	770	349		353	68
合計	898	419	52	359	68

（参考）

令和元年度から、各自治体において以下の3つの要件にあてはまる者1名を「統括保健師」として把握することとしました。

- ①保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者
- ②本庁の保健部門又は保健福祉部門に配置され、かつ係長級以上の者
- ③本庁の保健部門又は保健福祉部門への配置がない、あるいは配置されていても係員級の場合は、保健所や市町村保健センターの保健部門、保健福祉部門又は企画調整部門に配置されている係長級以上の者

なお、平成27年度から平成30年度までは、上記①「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を「統括的な役割を担う保健師」（複数可）として把握していました。

（「地域における保健師の保健活動について」（平成25年4月19日健発0419第1号厚生労働省健康局長通知）参照）